年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

中国(山口)国民年金 事案 1499

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和45年10月

年金記録では、昭和 45 年 10 月が国民年金に未加入となっているが、私が所持する国民年金保険料受領票には、同年 10 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料を同年 2 月 1 日に納付したことを示す集金人による受領日の記載及び受領印があり、当時の金銭出納帳にも、同日に国民年金保険料1,800 円を支払った記載があるので、調査の上、当該期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市は、申立期間当時、同市全域を対象にする納付組織が国民年金保険料について戸別の集金を行っており、同組織の集金人が保険料を受領する際は、被保険者が保管する国民年金保険料受領票に、集金人が受領日を記入し、集金人の個人印を押す方式であったとしているところ、申立人が保管する昭和45年度の国民年金保険料受領票には、「10月分」から「1月分」までの受領年月日欄に、手書きにより「2月1日」と記入され、保険料の受領を確認する個人印が押されていることから、集金人が申立人の申立期間に係る保険料を受領していたことが推認できる。

また、申立人から提出された申立期間当時の金銭出納帳には、「2月1日」の摘要欄に「国民年金、10.11.12.1分」、支払金額欄に「1,800」と記載されており、前述の国民年金保険料受領票に記載された昭和45年10月から46年1月までの4か月分の保険料の受領日及び当該期間の国民年金保険料の合計額と一致している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、昭和45年10月1日に厚生年金 保険の被保険者資格を喪失し、婚姻日である同年11月*日に国民年金の任意 加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間(同年10月)は、本来、国民年金の強制加入被保険者期間として管理されるべき期間であったものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 40年5月11日、喪失日は同年6月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和40年5月11日から同年6月1日まで 私が、A社C事業所から同社B工場(昭和40年6月1日にA社D工場に 名称変更)に異動した際の、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いの で、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社C事業所から同社B工場に異動し、同工場において昭和40年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚及び申立人の具体的な供述等から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(同社C事業所から同社B工場に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人のA社D工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、当初、 社会保険事務所(当時)において、昭和40年5月11日と記録されていた資格 取得日が同年6月1日に訂正されていたことが確認できる。

また、昭和40年6月1日のA社B工場の健康保険組合編入に伴い、同社B工場は事業所名称を同社D工場に変更するとともに、社会保険事務所は、同社B工場に係る被保険者について、その健康保険厚生年金保険被保険者原票に「組合編入」と記載し、新たに同日を資格取得日とする同社D工場に係る被保険者原票を作成しており、前述の資格取得日の訂正処理について、E年金事務所は、「社会保険事務所が、A社D工場に係る厚生年金保険被保険者原票に昭

和40年5月11日を資格取得日として記載した後に、組合編入日が同年6月1日であることが判明し、訂正した可能性があり、訂正後において本来作成されるべき同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を作成しなかった可能性が考えられる。」旨を回答していることなどから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和40年5月11日、資格喪失日は同年6月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和40年6月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月31日は8万円、同年12月25日及び18年7月31日は10万円、同年12月25日は9万8,000円、19年7月31日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日

② 平成17年12月25日

③ 平成18年7月31日

④ 平成 18 年 12 月 25 日

⑤ 平成19年7月31日

申立期間については、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていた 記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、申立期間当時の同僚が所持する賞与明細書及び 預金通帳等から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤(以下 「申立期間」という。)について、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚

生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 17 年 7月 31 日は8万円、同年12月25日及び18年7月31日は10万円、同年12月25日は9万8,000円、19年7月31日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に行ったこと、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国(岡山)厚生年金 事案 3033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和48年2月1日から同年4月1日まで 私は、昭和48年2月1日にB社から同社の子会社であるA社に出向した が、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する辞令簿及び同辞令簿により申立人と同時にA社に出向したことが確認できる同僚の申立期間に係る給与支払明細から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し(昭和48年2月1日にB社からA社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月1日であるが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社の設立は同年1月31日であるとともに、上記辞令簿により、同年2月1日に申立人を含む5人が同社に出向を命じられていることが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、後継事業所であるB社は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は42万円、同年12月15日は63万4,000円、17年7月15日は42万円、同年12月15日は68万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日

② 平成16年12月15日

③ 平成17年7月15日

④ 平成17年12月15日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険に記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する給料明細書及び金融機関から提出された申立人に係る要 払性預金取引明細表の記録から、申立人は、申立期間において、A社から賞与 の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ れていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月16日は42万円、同年12

月 15 日は 63 万 4,000 円、17 年 7 月 15 日は 42 万円、同年 12 月 15 日は 68 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人及び複数の同僚について、申立人及び当該同僚が保管する申立期間に係る給料明細書により、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において、当該賞与の支払に係る届出の記録が確認できず、社会保険事務所(当時)が、4回にわたる申立期間の賞与支払届について、いずれも届出に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国(広島)厚生年金 事案 3036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する給料明細書及び預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の給料明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人及び複数の同僚について、申立人及び当該同僚が保管する給料明細書により、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において、当該賞与の支払に係る届出の記録が確認できず、社会保険事務所(当時)が、申立期間を含む4回の賞与支払届について、いずれも届出に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和55年10月29日から同年11月1日まで 私は、昭和51年3月にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、 申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 55 年 10月 29日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55年 11月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が加入する厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届における申立人の資格取得日は昭和55年11月1日となっており、同届出書は、社会保険事務所提出用の届出書と複写式であることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和45年8月31日から同年9月1日まで 私は、昭和44年5月から45年10月までA社に継続して勤務していたに もかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、当時の同僚の供述及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和45年9月1日にA社C支店から同社D工場(厚生年金保険の適用は同社本社)に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国(広島)厚生年金 事案 3041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで 私は、昭和 43 年 3 月から 51 年 7 月まで A社に継続して勤務していたにも かかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記 録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 45 年 9月1日にA社C支店から同社D工場(厚生年金保険の適用は同社本社)に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 45 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国(鳥取)厚生年金 事案3042

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所(現在は、A社)における申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

私の申立期間の賞与の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において同社B事業所から賞与を支給され、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の標準賞与額の届出を行っていること、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、納付義務を履行していないと認められる。

中国(山口)国民年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月まで

私は、昭和46年8月に会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国 民年金保険料を、町内かA市B区役所(現在は、C区役所)の集金人に納付 したと記憶している。

しかし、年金記録では申立期間が未納となっているので、調査の上、記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和47年6月頃にA市B区で払い出されたものと推認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した46年8月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとみられるところ、申立期間の国民年金保険料は、当該加入手続時点において既に過年度保険料であることから、町内あるいは区役所の集金人を通じて納付することはできない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料は、町内か区役所の集金人に納付しており、それ以外の方法で納付した記憶は無い。」とするのみで、申立期間の保険料の納付についての記憶は明確ではなく、申立期間当時、申立人と同居していた姉は、「妹(申立人)が申立期間の保険料を納付していたかどうかは、分からない。」としており、両親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等は明らかにならない。

さらに、申立人は、申立期間前後において、継続してA市B区に住所があったしていることから、同区が申立人に別の国民年金手帳記号番号を再度払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番

号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出 された形跡は見当たらない。

加えて、A市B区の申立人に係る国民年金被保険者名簿の「納付記録等」欄は、申立期間の国民年金保険料は未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国(広島)国民年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和39年4月から51年9月まで

私は、昭和36年4月頃にA市B地区(現在は、A市C地区)で国民年金の加入手続を行い、定期的に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和53年11月頃にA市において払い出されたものと推認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、国民年金が開始された36年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、A市B地区を管轄していた D社会保険事務所(当時)の払出しとなる記号とは異なっており、昭和53年11月頃の申立人の住所地である同市E地区(現在は、A市F地区)を管轄していたG社会保険事務所(当時)の払出しとなる記号である上、D社会保険事務所で払い出された記号番号及び申立人が主張する申立期間の納付記録が、G社会保険事務所で払い出された申立人の記号番号に統合された形跡は見当たらず、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上述した申立人の国民年金の加入手続時点と考えられる昭和53年11月頃において、申立期間の国民年金保険料については、申立人が記憶するように、市役所の窓口で定期的に納付することはできず、当時実施中であった第3回特例納付による納付のみが可能であるところ、申立人に係る国民年金被

保険者台帳により、36年4月から39年3月までの保険料については53年12月に特例納付(厚生年金保険等の記録との統合に伴って、平成11年12月に還付)されたことが確認できる一方、申立期間の保険料については納付は確認できない。

加えて、申立期間当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、昭和49年8月に印紙検認方式から納付書方式に変更されているところ、申立人は、「定期的に、現金で国民年金保険料を納付していたことは覚えているが、印紙検認による納付は覚えていない。」と供述しており、申立期間の大半を占める期間における印紙検認方式による納付方法を承知しておらず、保険料納付に係る記憶が明確でない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国(山口)国民年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 45 年 3 月までの期間、50 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 11 月から 56 年 1 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和38年10月から45年3月まで

② 昭和50年1月から同年3月まで

③ 昭和53年11月から56年1月まで

④ 昭和56年6月から同年12月まで

私は、国民年金に加入した時期等は覚えていないが、父がA市(現在は、B市)で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、昭和42年*月に父が亡くなるまでは父が納付し、それ以降は長兄が納付してくれた。

また、婚姻後の昭和47年5月から56年12月までの国民年金保険料は、夫と協力して全て納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、 調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和45年11月頃にA市において払い出されたものと推認でき、この頃に行われた国民年金の加入手続において、申立人は20歳に到達した38年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したとみられるところ、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、同年*月から43年9月までの国民年金保険料は、納付に係る2年の時効により、既に納付することができない。また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与していな

かったとしており、当該保険料を納付していたとする申立人の父親及び長兄は既に死亡しているため、申立期間①における申立人の保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間①の国民年金保険料について未納と記録されており、これはオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿 検索システムによる調査を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が 払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、「婚姻後は、夫と協力して国 民年金保険料を納付していた。」と供述しているが、納付場所、納付頻度及 び保険料額等の記憶が明確でなく、当該期間の保険料の納付状況について確 認することができない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②はC市に、申立期間③はD市又はE市に、申立期間④はE市に、それぞれ住所があったとみられるところ、それぞれの市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿又は国民年金保険料明細表には、これらの期間はいずれも未納と記録されており、これはオンライン記録と一致している。

さらに、前述のD市の被保険者名簿には、『55.2.-5 年金相談通知状発送済』との記載が確認できるところ、同市は、「当該記載は、国民年金保険料の未納者を対象に、社会保険事務所(当時)の職員が来庁し、年金相談を兼ねた納付勧奨を行っていた事業に係る案内状を送付したことを示す。」と回答しており、申立人は、昭和55年2月の時点において、過年度となる54年3月までの期間の保険料に未納があったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人には、申立期間③と④との間の期間において、国民年金保険料の申請免除とされている期間が確認できる上、申立人の夫にも、申立期間③から申立期間④の始期までの期間において、保険料の申請免除又は未納となっている期間が確認できるなど、申立期間③及び④の時期においては、申立人が、その夫と協力して申立期間の全ての保険料を納付したとする記憶と一致していない状況がみられる。

3 このほか、申立人の父親、長兄及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国(岡山)厚生年金 事案 3034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から同年12月1日まで 私は、昭和47年4月から53年3月まで、A社に勤務しており、51年11 月の結婚の前後に休暇を取ったものの、継続して同社に在籍していたと記憶 している。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る従業員名簿により、申立人が、昭和51年8月31日に同社を依願退職し、同年12月1日に嘱託職員としてA社B支店勤務を委嘱されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和51年8月31日にA社に係る同被保険者資格を喪失後、実家のあるC県D市を管轄する公共職業安定所において失業給付に係る手続を行い、同年12月1日に再度、同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和51年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月1日に再度、同被保険者資格を取得した記録となっており、これは同社が加入する厚生年金基金の加入員記録及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国(広島)厚生年金 事案 3038 (広島厚生年金事案 2168、2709 及び中国(広島) 厚生年金事案 2824 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成10年5月から15年12月まで

これまで3回の申立てに対し、年金記録確認地方第三者委員会から年金記録の訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、私が勤務していたA社の事業主側の主張及び提出資料のみを信用して、私の主張及び提出資料は採用されておらず、調査内容及び調査結果に納得できない。今回改めて申し立てるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i)事業主から提出された申立人に係る平成13年分及び14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに平成14年及び15年給与支払報告書(個人別明細書)には、オンライン記録と同じ標準報酬月額(20万円)に見合う厚生年金保険料が計上されており、当該書類の記載内容に不自然な点は見当たらないこと、ii)事業主が申立人を含む従業員に対し標準報酬月額の引下げの説明をしたことを受けて、平成10年4月30日に、標準報酬月額を36万円から20万円に引き下げる届出を行ったとする事業主が委託していた社会保険労務士の供述は、オンライン記録と符合していること、iii)申立人から提出された5枚の給与明細書については、「所得税」欄の記載額(1万1,240円)が上記の事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額(1万1,330円)とは一致していないこと、iv)申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票については、税額を算定するために必要となる「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に記載が無い上、「源泉徴収税額」欄に記載されている金額(13万4,880円)は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額(13万4,880円)は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額(13万4,880円)は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額(13万4,880円)は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額(13万4,880円)は、「社会保険料等の金額」欄に

記載されている金額(56万9,160円)に基礎控除額(38万円)を加えた金額を基に試算した所得税額とは大きく異なっていることなどから、いずれの提出資料もその記載内容には不自然な点が見受けられるとして、既に年金記録確認広島地方第三者委員会(当時。以下「広島委員会」という。)の決定に基づき、平成23年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、i)申立人から新たに30枚の給与明 細書が提出されているが、前回提出された5枚と同様、「所得税」欄には全 て1万1,240円と記載されており、事業主から提出された所得税源泉徴収簿 に記載されている各月の所得税額(1万1,330円)とは一致していないこと、 前回提出されたものと合わせて計35枚の給与明細書について、事業主は当 該給与明細書の作成自体を否定していること、当該給与明細書 35 枚のうち 34 枚の欄外に記載されている「賞5万」も、事業主は自分が記載したもの ではないとしているとともに、その性格及び支給の有無が不明であること、 給与明細書35枚の全てに、健康保険料控除額は1万4,760円、厚生年金保 険料控除額は3万1,230円、雇用保険料控除額は1,440円と記載されており、 5年を超える申立期間中の社会保険料率の変動が反映されていない上、基本 給、各種手当、交通費及び所得税の金額についても申立期間中に全く変動が 無いこと等、当該給与明細書の作成者等が不詳であるとともに、その記載内 容にも不自然な点が多く見受けられることから、申立期間に係る申立事業所 における社会保険料控除の実態を表した資料とみなすことは困難であるこ と、ii) 申立人から提出された平成 11 年度及び 13 年度市民税・県民税特別 徴収税額の通知書については、記載されている平成10年及び12年における 年間総支給額及び社会保険料控除額と、申立人から提出された給与明細書に より推計される10年及び12年における年間総支給額及び社会保険料控除額 が大きく相違していること、iii) 平成 16 年度市民税・県民税台帳記載事項 証明書については、前回申立人が提出した平成15年分給与所得の源泉徴収 票に基づき作成されたものであることから、申立人の主張する標準報酬月額 を推認する資料として採用することはできず、委員会の当初の決定を変更す べき新たな事情と認めることができないとして、既に広島委員会の決定に基 づき、平成24年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が 行われている。

さらに、3回目の申立てについては、申立人は、新たな資料等を提出することなく、当初の申立てにおいて提出している雇用保険受給資格者証並びに平成11年度及び13年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書を再度提出しているが、当該資料については、既に広島委員会の審議において、ほかの関連資料及び周辺事情と合わせて、総合的な検討及び判断の対象とされたものであることから、申立人の主張は、広島委員会における当初の決定を変更す

べき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成25年5月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、A社の事業主の 名義の普通預金通帳を提出しているが、当該資料及びそれに付帯した申立人 の説明は、広島委員会及び当委員会におけるこれまでの決定を変更すべき新 たな情報とは認められない。

このほか、広島委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな 事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

中国(山口)厚生年金 事案 3039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和45年3月頃から46年7月5日まで

年金事務所から、基礎年金番号には未統合の、A社B事業所(以下「B事業所」という。)における昭和46年7月5日から47年4月26日までの厚生年金保険の加入記録(以下「未統合の記録」という。)が確認できたとの回答をもらった。

しかし、私は、B事業所に勤務していた叔母の紹介で、昭和 45 年 3 月頃から同事業所に住み込みで勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB事業所において一緒に勤務していたとする叔母は、高齢のため聴取することができない上、申立期間と同時期に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、連絡先が判明した13人に照会したところ、回答があった3人全員が申立人を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務状況等について供述を得ることができない。

また、B事業所は、平成元年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社は、同年3月に解散している上、申立期間当時の役員等を特定できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、未統合の記録に係る申立人のB事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載とオンライン記録は一致している上、同事業所に係る被保険者原票で昭和45年3月から47年4月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者について確認したが、既に確認されている未統合の記録以外

に申立人に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人のB事業所における雇用保険加入期間は、昭和46年7月5日から47年4月25日までであることが確認でき、当該記録は未統合の記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。